

一般社団法人Papa to Children

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人Papa to Childrenと称する。

(目的)

第2条 当法人は、「大人になることが楽しみな時代を創り続ける」ことを目的とし、次の事業を行う。

- (1) パパコミュニティの育成及び運営
- (2) パパのための育児・家庭に関するイベント・会議・セミナーの企画及び運営
- (3) 子どもの生きる力を育む環境の調査、研究及び整備
- (4) パパと子どもが快適に、かつ、安全に過ごせる場所の提供及び運営
- (5) 家族の豊かな時間を増やすための活動の企画及び推進
- (6) パパと子ども・家族に関する情報の収集及び発信並びに書籍の出版
- (7) 他の団体・官公庁との交流、協調及び連携
- (8) その他前各号に附帯関連する事業及び当法人の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。

(構成員)

第5条 当法人は、社員及び会員をもって構成し、社員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(機関)

第6条 当法人は、社員総会及び理事以外の機関を置かない。

第2章 社員

(社員)

第7条 社員は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者であつて、次条の規定により当法人に入社した者とする。ただし、設立時社員はこの限りではない。

- (1) 第2条の目的に賛同する個人
- (2) 規模の大小に関わらず、事業を興したことがある個人
- (3) 既存社員の紹介を受けた個人

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、当法人の社員となることができない。

- (1) 暴力団構成員（暴力団構成員でなくなった時から5年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業の構成員、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団の構成員等又はこれらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力等」という。）
- (2) 反社会的勢力等が経営を支配していると認められる法人又は団体と関係性を有する者、反社会的勢力等が経営に実質的に関与していると認められる法人又は団体と関係性を有する者その他反社会的勢力等と密接な関連性を有する者

(入社)

第8条 当法人の社員として入社しようとする者は、当法人所定の入社フォームより入社申込みをし、社員全員の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第9条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員は、社員総会で別に定める経費を支払う義務を負う。

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 当法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所又は社員が当法人に通知した場所若しくは連絡先にあてて行うものとする。

(退社)

第11条 社員は、当法人に対して、遅くとも1か月前までに、当法人所定の退社フォームより退社の申込みをすることにより、退社することができる。

2 前項の場合のほか、社員は、次に掲げる事由によって当然に退社する。

- (1) 総社員の同意

- (2) 死亡
- (3) 除名
- (4) 第7条第2項に掲げる者となったこと
- (5) 理由なく第9条の支払義務を6か月以上履行しないこと
- (6) 破産手続、再生手続その他の法的倒産手続の開始の決定を受けたこと
- (7) 後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたこと

(社員の除名)

第12条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規程に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(退社に伴う権利及び義務)

第13条 社員が退社したときは、当法人に対する権利を失い、また、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 当法人は、社員が退社しても、既納の経費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(社員規程)

第14条 社員に関する規定は、法令又は本定款のほか、社員総会において定める社員規程による。

第3章 社員総会

(招集)

第15条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれを招集し、議長となる。

- 2 代表理事が2名以上ある場合は各代表理事が、また、各代表理事に事故があるときは他の理事が、あらかじめ理事の過半数をもって定めた順序により、社員総会を招集し、議長となる。

(招集手続)

第17条 社員総会の招集通知は、会日の3日前までに社員に対して発する。なお、招集通知は、書面であることを要しない。

- 2 社員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく社員総会を開催することができる。

(議決権の数)

第18条 社員は、各1個の議決権を有する。

(決議の方法)

第19条 社員総会の決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行い、可否同数のときは、前条の規定にかかわらず、議長（ただし、社員たる議長に限る。）に議決権1個を付与し、当該議決権をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 前2項の規定にかかわらず、当法人の解散の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の総数をもって行う。

(決議等の省略)

第20条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

- 2 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第21条 社員又はその法定代理人は、当法人の他の社員又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 理事及び代表理事

(員数)

第23条 当法人の理事の員数は、3名以上9名以内とする。

(資格)

第24条 当法人の理事は、当法人の社員の中から選任する。

- 2 前項の規定にかかわらず、総社員の議決権の過半数をもって、社員以外の者から選任することを妨げない。

(選任等)

第25条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 各理事について、当該理事及び当該理事の配偶者又は3親等内の親族その他の当該理事と政令で定める特殊の関係のある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。
- 3 理事は、いつでも、社員総会の決議によって解任することができる。

(任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 増員又は任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、在任理事又は前任理事の任期の満了する時までとする。
- 3 本定款で定めた理事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事は、新たに選任された理事が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(業務の執行)

第27条 当法人の業務は、理事の過半数をもって決定する。

(代表理事)

第28条 当法人は、社員総会の決議によって、理事の中から代表理事1名以上3名以内を定める。

(報酬等)

第29条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(責任限定契約)

第30条 当法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、理事（業務執行理事又は当法人の使用人でないものに限る。）との間で、同法第111条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

第5章 会員

(会員)

第31条 会員は、次条の規定により当法人に入会した個人、法人又は団体とし、その種別は以下のとおりとする。

(1) 正会員

当法人の目的に賛同し、また、第2条各号の事業を賛助するために入会した個人

(2) 賛同会員

当法人の目的に賛同して入会した個人

(3) 法人会員

当法人の目的に賛同して入会した法人又は団体

2 前項の規定にかかわらず、第7条第2項に掲げる者又はこれらの者を構成員とする法人若しくは団体は、当法人の会員となることができない。

(入会)

第32条 当法人の会員として入会しようとする者は、当法人所定の入会フォームより入会の申込みをし、代表理事（代表理事が2名以上ある場合は、あらかじめ理事の過半数をもって定めた代表理事1名）の承認を得なければならない。

(会費の負担)

第33条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、社員総会で別に定める会費を支払う義務を負う。

(会員名簿)

第34条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 当法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員が当法人

に通知した場所若しくは連絡先にあてて行うものとする。

(退会)

第35条 会員は、当法人に対して、当法人所定の退会フォームより退会の申込みをすることにより、いつでも退会することができる。

2 前項の場合のほか、会員は、次に掲げる事由によって当然に退社する。

- (1) 総社員の同意
- (2) 死亡又は解散
- (3) 除名
- (4) 第7条第2項に掲げる者又はこれらの者を構成員とする法人若しくは団体となったこと
- (5) 理由なく第33条の支払義務を6か月以上履行しないこと
- (6) 破産手続、再生手続その他の法的倒産手続の開始の決定を受けたこと
- (7) 後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたこと

(会員の除名)

第36条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事の過半数による決定によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規程に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(退会に伴う権利及び義務)

第37条 会員が退会したときは、当法人に対する権利を失い、また、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員が退会しても、既納の会費その他の抛出金品は、これを返還しない。

(会員規程)

第38条 会員に関する規定は、本定款のほか、社員総会において定める会員規程による。

第6章 計算

(事業年度)

第39条 当法人の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの年一期とする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第40条 代表理事は、一般法人法第123条第2項の貸借対照表及び損益計算書（以下「計算書類」という。）並びに事業報告を、定時社員総会に提出しなければならない。

2 前項の規定により提出された計算書類は、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 代表理事は、第1項の規定により提出された事業報告の内容を定時社員総会に報告しなければならない。

（計算書類等の備置）

第41条 当法人は、各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書を、定時社員総会の日から1週間前の日（一般法人法第58条第1項の場合にあっては、同項の提案があった日）から5年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。

（剰余金の不分配）

第42条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第7章 解散及び清算

（解散の事由）

第43条 当法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 合併（合併により当法人が消滅する場合）
- (3) その他法令で定められた事由

（残余財産の帰属）

第44条 当法人が清算をする場合において有する残余財産の帰属は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人、公益財団法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第8章 附則

（設立時社員の氏名及び住所）

第45条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

（略）

（最初の事業年度）

第46条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から2019年5月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第47条 本定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

[以下余白]